

行方市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

1. 社会保険加入の要件化について

社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）のすべてに加入していることを申請受付の要件とします。

※加入義務がない場合は、申請を受け付けます。

※前回は申請日時点での加入も認めていましたが、今回からは経営事項審査の審査基準日時点での加入が要件となります。

2. 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。

格付けは、すべての業種について行います。

3. 名簿の有効期間

平成33年3月31日まで（有効期間の始期については、「平成31・32年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類6入札参加資格者名簿の搭載時期」を参照）

4. 名簿の公表

行方市入札参加資格者名簿につきましては、閲覧（財政課）で公表いたします。なお、登録結果の通知及び連絡は行いませんので、予めご了承ください。

5. 格付け基準

入札参加資格の認定後に決定します。

6. 名簿を共用する部局

行方市役所の各部局及び出先機関

7. 個別書類について

個別書類はありません。

8. お問い合わせ先

行方市役所麻生庁舎 総務部財政課 契約検査グループ

電話 0299-72-0811（内線354） ファクシミリ 0299-72-3226